

議案第175号

指定管理者の指定について

さいたま市立宮前放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(別紙)

所在地	名称
さいたま市西区宮前町443番地	さいたま市立宮前放課後児童クラブ
さいたま市見沼区大字東宮下392番地	さいたま市立七里放課後児童クラブ
さいたま市西区大字佐知川299番地16	さいたま市立佐知川放課後児童クラブ
さいたま市大宮区三橋2丁目59番地	さいたま市立三橋放課後児童クラブ
	さいたま市立三橋児童センター
	三橋老人憩いの家
さいたま市北区盆栽町430番地	さいたま市立植竹放課後児童クラブ
	さいたま市立植竹児童センター
さいたま市大宮区天沼町1丁目194番地	さいたま市立天沼放課後児童クラブ
	さいたま市立天沼児童センター
	天沼老人憩いの家
さいたま市北区宮原町4丁目66番地13	さいたま市立宮原放課後児童クラブ
	さいたま市立宮原児童センター
	宮原老人憩いの家
さいたま市西区大字中野林174番地1	さいたま市立植水放課後児童クラブ
	さいたま市立植水児童センター
	植水老人憩いの家
さいたま市北区本郷町1065番地3	さいたま市立本郷放課後児童クラブ
	さいたま市立本郷児童センター
	本郷老人憩いの家
さいたま市見沼区大字東新井710番地78	さいたま市立海老沼放課後児童クラブ
	さいたま市立片柳児童センター

	片柳老人憩いの家
さいたま市見沼区春野 1 丁目 7 番 1 号	さいたま市立春野放課後児童クラブ
	さいたま市立春野児童センター
	春野老人憩いの家
さいたま市見沼区東大宮 7 丁目 5 番地 1 8	さいたま市立東大宮放課後児童クラブ
さいたま市西区大字西遊馬 5 3 3 番地 1	さいたま市立馬宮放課後児童クラブ
	さいたま市立馬宮児童センター
さいたま市北区本郷町 1 7 番地 7	さいたま市立大砂土放課後児童クラブ
さいたま市西区大字指扇 6 1 0 番地 3	さいたま市立栄放課後児童クラブ
さいたま市西区大字中野林 2 2 5 番地 3	さいたま市立植水第二放課後児童クラブ
さいたま市見沼区大字東宮下 2 1 5 番地 1	さいたま市立東宮下放課後児童クラブ
さいたま市大宮区三橋 2 丁目 2 5 9 番地 1	三橋老人憩いの家分館